

そっだ 納税に行こう

町ホームページを
チェック!



みなさんのニーズに合わせてさまざまな納付の方法があります。

【現金の場合】 会計課窓口、取扱金融機関、コンビニエンスストアで納付

【口座振替による納税】 口座振替とは、金融機関の預貯金口座から自動的に引き落としとして納税する仕組みです。納付忘れや現金を持ち歩くリスクを避けられる便利な納付の方法です。一つの口座からご家族全員の税金を納めることもできます。

※対象となる税金の種類や取扱金融機関などは町ホームページをご確認ください。

納付方法が増えました

今年3月からは、スマホ (PayB、ヤフーアプリ) で納付できるようになりました。アプリで納付書にあるバーコードを読み取り、決済を実行するだけです。



早速アプリを
ダウンロード!

りそな PayB りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行



App_store



Google_Play

PayB for 武蔵野銀行 武蔵野銀行



App_store



Google_Play

PayB みずほ銀行、ゆうちょ銀行



App_store



Google_Play

※詳しくはPayBコールセンター ☎03-6457-9459 (24時間受付) にお問い合わせください。

さらに、10月からは「ページー口座振替受付サービス」を開始します。これまで口座振替の申し込みには申込書の記入に併せて通帳印の押印が必要でしたが、このサービスでは、キャッシュカードと暗証番号で手軽に申し込みができます。

※取扱は埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉縣信用金庫・ゆうちょ銀行のみです。



通帳印鑑不要!



※詳しくは町ホームページをご覧ください。

10月31日(水) 納期の町税 など

- ① 町県民税 3期
- ② 国民健康保険税 4期
- ③ 介護保険料 4期
- ④ 後期高齢者医療保険料 4期

問 ①② 収税課 内 2142
③ 福祉課 内 2124
④ 保険医療課 内 2175

ご相談ください

税金を納期限内に納められない特別な事情がある場合は収税課にご相談ください。役場開庁時は随時受け付けていますが、平日の日中に来庁できない方のために、休日・夜間の納税相談も実施しています。

- ★休日相談★ 毎月最終日曜 9時～16時
▶ 次回相談日は10月28日(日)です。
- ★夜間相談★ 偶数月下旬の平日 17時15分～19時45分
▶ 次回相談日は10月26日(金)です。

※日程は変更になる場合があります。事前に電話等で確認のうえ来庁してください。そのほかの日程は町ホームページをご確認ください。

問 収税課 内 2144・2145



のうぜい

納税

Q & A

Q うっかりしていて納期限を過ぎてしまいました。手元の納付書で納められますか？

A 発行から一年以内の納付書は金融機関窓口、会計課窓口で納めることができます。
(コンビニ納付は不可)
※納期限からの日数によって、延滞金が増加されることがあります。

Q 借金があるので税金を納められません。

A 納税は国民の義務です。また、法律によって「税金はすべての債務に優先する」と定められています。住宅や車のローンなどの返済よりも、税金の納付を必ず優先してください。

Q いきなり差押をするのはひどくないですか？

A 「督促状送付後10日を経過した日までに完納しないときは差押をしなければならない」と法律で定められています。町も、督促状を送付してもなお、納付がない人に対して差押を執行しています。いきなり差押をしているわけではありません。納付できない特別な事情があるときはご相談ください。

Q 調査によって勤務先や取引先に滞納があることを知られてしまいました。プライバシーの侵害や個人情報保護法違反ではありませんか？

A 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づきすべての財産に対する調査権限が徴税吏員※に発生します。また、勤務先・取引先等は調査に協力をしなければなりません。滞納がある場合の勤務先・取引先等の調査はプライバシーの侵害には当たらず、個人情報保護法にも抵触しません。

※徴税吏員…税金の賦課徴収にあたる職員を「徴税吏員」といいます。徴税吏員には「自力執行権」が与えられていて、裁判所の許可なしに財産の調査や差押を行うことができます。

Q 「滞納処分」とはなんですか？

A 納期限までに税金が納付されない場合、納税義務者に対して行われる処分のことです。内容は次のとおりです。



1 督促



郵送で督促状を送付します。納期限の翌日から延滞金の計算が始まります。

2 催告



督促状を送付しても納付されない場合に、文書・電話等で納付を促すことがあります。

3 調査



金融機関・勤務先・取引先などに対して、財産の有無や取引内容の調査を行います。

4 差押



調査により発見した財産(預貯金、給与、保険、国税還付金、動産、不動産、売掛金など)を差し押さえます。

5 換価



差し押さえた財産をお金に換え(不動産などは公売します)滞納などに充てます。

※写真はイメージです。

勤務先・取引先などへの調査を受けてしまうと、調査を受けた方の社会的信用が損なわれることとなります。また、督促状・催告書などの発布にも、大切な税金が使われています。あなたの税金が「滞納」とならないよう、税金は納期限内に納めましょう。